WTO発足後の紛争案件

* 現状はWTO事務局調べ (2000/2/25現在)

| 案 件(協議要請の対象) | 申立国 | 経過 | 主な申立事由 | 現状※ |
|--|--------------------|---|---|-----|
| 1. マレイシアの石油化学製品の 輸入許可(AP-Approved Perm it)制度 | | 95/1/10協議要請 3/17パネル設置要請 「マ」の制度改正 7/19パネル設置要請取り下げ | ・石化製品の輸入に際し、国内製 造業者からの No Objection Letter を要求するのは、数量制 限に当たる。 | 終了 |
| 2, 4. 米国のガソリン規制 | ^゙ネス゚エラ、 プ ラシ゚ル | 95/1/24協議要請 3/27パネル設置要請 パネル設置(「ベ」4/10、「伯」 5/31合併) 1/29パネル報告 2/21米の上級委申立 5/20上級委報告採択 | ・大気汚染防止のためのガソリン 規制が、輸入ガソリンにとって 内国民待遇違反となっている。 | 終了 |
| 3. 韓国の農産品検疫 | 米国 | 95/4/ 4協議要請 | ・輸入果実に対する抜き取り検査 制度や柑橘類検査制度が輸入制 限となっている。 | 協議 |
| 5. 韓国の食品流通期限 | 米国 | 95/5/ 3協議要請 7/31二国間合意を受け終了 | ・冷蔵・冷凍肉の流通期限が科学 的根拠を欠き、輸入制限となっ ている。 | 終了 |
| 6. 米国の対日自動車輸入に関 する一方的措置 | 日本 | 95/5/17協議要請 (オーストラリア第三国参加) 6/28日米自動車協議決着 7/19双方手続を進行させない旨 表明したことにより終了 | (日米自動車問題については1996 年版不公正貿易報告書第13章コラム を参照のこと) | 終了 |
| 7. 12, 14. EUのホタテ貝に関す る表示問題 | カナダ、ペ ルー、チリ | 95/ 5/19協議要請「加」(「ペ」6/18 「チ」 6/24) 7/10パネル設置要請「加」 7/19パネル設置加 10/11「ペ・チ」パネル設置要請 合併(日本も第三国参加) 7/ 5二国間合意により妥結 | ・仏のホタテガイの名称表示規則 が、加の同種のホタテガイに対 して内国民待遇違反となってい る。 | 終了 |
| 8, 10、11. 日本の酒税格差 | EU、カナ ダ、米国 | 95/6/21協議要請(7/7「加、米」) 9/15パネル設置要請 9/27合同パネル設置 7/11パネル報告 8/8日本の上級委申立 11/1上級委報告採択 | ・以前87年11月にも日本の酒税制度がガット違反とのパネル報告が採択されたが、その後の酒税法改正後もウィスキー、コニャック、プランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反となっている。 | 終了 |
| 9. EUの穀物輸入税 | カナダ | 95/ 6/30協議要請 9/15パネル設置要請 10/11パネル設置 11/29二国間合意により妥結 | ・輸入穀物新課税制度が2条(関税譲許)、7条(関税評価)に 違反する。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着) | 終了 |
| 13. EUの穀物及び米輸入税 | 米国 | 95/ 7/19協議要請 パネル設置要請(設置されず) 11/29二国間合意により妥結 | ・輸入穀物新課税制度が2条(関税譲許)、7条(関税評価)に 違反する。(24条6項交渉合意 の一環でTQ枠設定、パネル設 置要請撤回等を合意して決着) | 終了 |

| | - | | | |
|-------------------|------------|----------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 15. 日米の移動電話に関する合意 | ΕU | 95/ 8/18協議要請 9/18協議妥結 | ・94年9月の日米移動電話合意内容 が欧州企業の製品に対してMF | 終了 |
| | | | N違反となっている。(決着) | |
| 16. EUのバナナ輸入制限 | グァテマラ | 95/9/28協議要請(再協議要請96/2/5) | ・EUのACP諸国へのパナナ輸 | 終了 |
| | ホンデュラ | (27. 参照) | 入割当がMFN違反となってい | |
| | ス | | る 。 | |
| | メキシコ 米国 | | | |
| 17. EUの米輸入税 | タイ | 95/10/ 5協議要請 | ・輸入穀物新課税制度が1条(M | 終了 |
| | | | FN)、2条(関税譲許)、7 条(関税評価)に違反する。 | |
| | カナダ | 95/10/ 5協議要請 | ・検疫制度による鮭輸入禁止措置 | 終了 |
| | | 97/3/7パネル要請 | DOM: PINCE OF GREEN CONTROL IN INC. | 16.7 |
| | | 4/10パネル設置 | | ↓ |
| | | 98/ 6/12パネル報告配布 | | |
| | | 7/22豪州上級委申立 | | 仲裁パネ |
| | | 11/6上級委報告採択 | | ルが継続 |
| | | 99/ 9/ 7DSU21条5項及び仲裁パネル 設置 | | 中 |
| | | | | |
| | | ル報告書配布 | | |
| | インド | 95/ 9/28協議要請 | ・輸入関税引上げ及EU産向け無 | 終了 |
| 限 | | 96/9/11二国間合意により妥結 | 税枠の設定は1、24条に違反。 | |
| 20. 韓国の瓶詰水に関する規制 | カナダ | 95/11/8協議要請「加」 | ・ ミネラルウォーターの規制(6ヶ月の流通 | 終了 |
| | | (米11/30 EU12/14) | 規制、オゾン処理規制)が輸入 | ,,,, |
| | | 96/5/6二国間合意により妥結 | 制限となっている。 | |
| 21. 豪州のサケ輸入禁止 | 米国 | 95/11/17協議要請 | ・検疫制度による鮭輸入禁止措置 | パネル |
| | | 99/ 5/11パネル要請 99/ 6/16パネル設置 | DSU4条、SPS7・8条の | 停止中 |
| | | 99/ 6/16ハイル設員 11/ 8パネル停止 | 協議の範囲に関して猜疑あり | |
| 22. ブラジルの乾燥ココナッツ | フィリピン | 95/11/30協議要請 | ・比の農民支援措置に対する相殺 | 終了 |
| 相殺関税 | | 96/ 2/ 8パネル設置要請 | 関税賦課は6条違反。 | , , , |
| | | 3/5パネル設置 | | |
| | | 10/17パネル報告 | | |
| | | 12/16比の上級委申立 | | |
| | | 97/ 2/21上級委報告 3/20上級委報告採択 | | |
| 23. ベネズエラのOCTGへの | メキシコ | 95/12/ 5協議要請 | ・ベネズエラのAD調査はAD協 | 協議 |
| AD調査 | | | 定に違反。 | DID DEA |
| | | | | |
| 24. 米国の綿・人造繊維下着輸 | コスタリカ | 95/12/22協議要請 | ・米国の繊維セーフガード発動は繊維 | 終了 |
| 入制限 | | 96/2/27パネル設置要請 | 協定に違反。 | |
| | | 3/5パネル設置 11/8パネル報告 | | |
| | | 11/11コスタリカの上級委申立 | | |
| | | 97/ 2/10上級委報告 | | |
| | | 2/25上級委報告採択 | | |
| 25. EUの米に関するURコミ | ウルグアイ | 95/12/12協議要請 | ・URでのEUによるコメのコミットメ | 終了 |
| ットメント | | | ントについて懸念。 | |
| 26. EUのホルモン牛肉に | 米国 | 96/ 1/26協議要請 | ホルモン使用規制に係るEC指令が、 | 終了 |
| 関する措置 | | 4/25パネル要請 | 米国牛肉の輸入を制限。ガット3、 | ↓ ↓ |
| | | 5/20パネル設置 | 11条、SPS協定、TBT協定、農業協 | 仲裁パネ |
| | | 97/8/18パネル報告 | 定等に違反。 | ルを経て |
| | | 9/24EU上級委申立 98/1/16上級委報告 | | 現在米による制裁 |
| | | 2/13上級委報告採択 | | 発動中 |
| | | ~/ 10 二 400 头 TA 口 1本 10 | | 7630T |

| | r | | | |
|--|-------------------------------|--|--|-------------------------|
| 27. EUのバナナ輸入制限 | ェクアト・ル、ケー木、メ、米 | 96/ 2/ 5協議要請 4/25パネル要請 5/ 8パネル設置 97/ 5/22パネル報告 6/11 E U上級委申立 | バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、ポット1、2、3、10、11、13条、輸入許可手続協定1、3条農業協定、TRIM協定2、5条、GATS2、4、16、17条違反 | 終了 ↓ 勧告の履 行につき |
| | | 9/9上 級委報告 9/25上級委報告採択 99/1/12DSU21条5項のパネル設置 | | 当事国間 に争い |
| 28. 日本の著作隣接権 | 米国 | 96/ 2/ 9協議要請 97/ 1/24二国間合意により妥結 | 日本の著作隣接権保護制度がTRIP s協定14条などに違反。 | 終了 |
| 29. トルコの繊維・衣服 輸入制限 | 香港 | 96/2/12協議要請 | トルコの繊維・衣服輸入制限がカ゚ット 11、13条に違反。 | 協議 |
| 30. ブラジルの乾燥ココナッツ及び ココナッツミルクパウダー相殺関税 | スリランカ | 96/ 2/23協議要請 | スリランカからの乾燥ココナッツ・ココナッツミルク に対するブラジルの相殺関税賦課 が、ガット1、2、6条、農業協定13条(a) に違反する。 | 協議 |
| 31. カナダの雑誌に係る措置 | 米国 | 96/3/11協議要請 5/24協議要請 6/19パネル設置 97/3/14パネル報告 7/30上級委報告採択 | カナダ・の雑誌の輸入制限が、カット11 条に違反する。また雑誌に対する 税制等が、カット3条に違反する。 | 終了 |
| 32. 米国の女性羊毛コート輸入制限 | インド | 96/3/15パネル要請 4/17パネル設置 4/25取り下げ | 米国の繊維製品に関するセーフガード 措置が、ATCの2、6、8条に違反する。 | 終了 |
| 33. 米国の毛織シャツ・プラウス輸入 制限 | インド | 96/3/15パネル要請 4/17パネル設置 97/1/6パネル報告 5/23上級委報告採択 | 米国の繊維製品に関するセーフガード 措置が、ATCの2、6、8条に違反する。 | 終了 |
| 34. トルコの繊維・衣服輸入 制限 | インド | 96/ 3/21協議要請 98/ 2/ 2パネル設置要請 3/13パネル設置 99/ 5/31パネル報告配布 7/26トルコ上級委申立 10/22上級委報告配布 11/19上級委報告書採択 | トルコの繊維・衣服輸入制限が、かり 11、13条、ATC協定2条に違反する。 | 終了 |
| 35. ハンガリーの農産品輸出補助金 | アルセ゚ンチン、豪 カナタ゚、NZ タイ、米国 | 96/ 3/27協議要請 97/ 1/ 9パネル要請 2/25パネル設置 7/30合意により解決としながら もウェーバーの採用につき未解決 | ハがリーは、約束表のコミットメントのレベルを越えて輸出補助金を交付しており、農業協定3.3条及び第5部に違反する。 | (終了) |
| 36. パキスタンの医薬品農業用化学 品特許保護 | 米国 | 96/ 4/30協議要請 7/ 4パネル要請 97/ 2/28二国間合意により妥結 | パキスタンの医薬品農業用化学品に関する特許保護制度が、TRIP協定27、 65、70条に違反する。 | 終了 |
| 37. ポルトガルの工業所有権法下の 特許保護 | 米国 | 96/ 4/30協議要請 10/ 3二国間合意により妥結 | ポルトがルの工業所有権法下の特許保護が、TRIP協定33、65、70条に違反する。 | |
| 38. 米国のキューパ自由民主化法 | Eυ | 96/ 5/ 3協議要請 10/ 3パネル要請 11/20パネル設置 97/ 4/21EUによるパネル停止 98/ 4/22パネル設置の根拠を失う | 米国のキューハ・自由民主化法に基づく貿易制限、ピザ発給拒否、米国からの外国人追放が、ガット1、3、5、11、13条、及びGATS1、3、6、16、17条に違反する。 | パネル停 止 ↓ 消滅 |

| | | 7 | | |
|--------------------------------|---------|--|---|---------------------------------|
| 39. 米国の対EU輸入品関税引 上げ | ΕU | 96/ 4/17協議要請 6/19パネル要請 | 米国の対EU輸入品関税の一方的引き上げが、ガット1、2、23条及び紛争解決了解3、22、23条に違反する。 | 終了 |
| 40. 韓国の通信機器調達関連 法令・実態 | Eυ | 96/ 5/ 9協議要請 97/10/22二国間合意により妥結 | 通信機器に関する韓国の政府調達 慣行と米韓二国間条約に基づく米 国企業への優遇が、ガット1、3、17条 に違反する。 | 終了 |
| 41. 韓国の農産品検疫関連措置 | 米国 | 96/ 5/24協議要請 | 韓国の農産品検疫関連措置が輸入 を制限しており、かか3、11条、SPS 協定2、5、8条、TBT協定2、5、6条、農 業協定4条に違反する。 | 協議 |
| 42. 日本の著作隣接権 | Eυ | 96/5/24協議要請 28の協議と一本化したため、日米 間合意に伴い終了 | 日本の著作隣接権保護制度が、TRI P協定14.6、70.2条に違反する。 | 終了 |
| 43. トルコの外国映画放映収入 税 | 米国 | 96/ 6/12協議要請 97/ 1/ 9パネル要請 2/25パネル設置 7/14二国間合意により妥結 | トルコの外国映画放映収入税がガット3 条に違反する。 | 終了 |
| 44. 日本の消費者フィルム印画紙関 連措置 | 米国 | 96/6/13協議要請 9/20パネル要請 10/16パネル設置 98/3/31パネル報告配布 4/22パネル報告採択 | 日本の消費者フィルム印画紙関連措置 が輸入品を差別しており、ガット3、 10条に違反する。また利益を無効 化・侵害している。 | 終了 |
| 45. 日本の流通サーピス関連措置 | 米国 | 96/6/13協議要請 9/20追加的協議要請 | 日本の流通サービス関連措置が、G ATS 3、6、16、17条に違反する。 利益を無効化・侵害している。 | 協議 |
| 46. プラジルの航空機輸出ファイナンス プロク゚ラム | nd T | 96/ 6/19協議要請 9/16パネル要請 10/ 3パネル再要請(加より撤回) 98/ 7/10パネル要請 7/23パネル設置 99/ 4/14パネル報告配布 5/ 37 ラジル上級委申立 8/ 2上級委報告書配布 8/20上級委報告書採択 12/ 9DSU21条5項パネル設置 | プ・ラジルの航空機輸出ファイナンス・プロク゚ ラムが、補助金協定3、27.4、27.5条に 違反する。 | 終了 → 勧告の履 行に事国間 に争い |
| 47. トルコの繊維・衣服輸入 制限 | タイ | 96/6/20協議要請 | トルコの繊維・衣服輸入制限が、ガット 1、2、11、13条及び繊維協定2条に 違反する。 | 協議 |
| 48. E U の杣モン家畜・牛肉制限 する措置 | מל | 96/6/28協議要請 9/17パネル要請 10/16パネル設置 97/8/18パネル報告 9/24EU上級委申立 98/1/16上級委報告 2/13上級委報告採択 | E Uのホルモン家畜・牛肉に関する措置が、カ゚ット3、11条、SPS協定2、3条、TBT協定2条、農業協定4条に違反する。 | 終了 |
| 49. 米国の生鮮·冷凍トマト輸入 AD措置 | メキシコ | 96/7/1協議要請 | /丼シコからの生鮮・冷凍トマト輸入 に対する米国のAD調査が、ガット6、 10条、及びAD協定2、3、5、6、7.1条に 違反する。 | 終了 |

| 50. インドの医薬品農業用化学 品特許保護 | 米国 | 96/ 7/ 2協議要請 11/ 7パネル要請 11/20パネル設置 97/ 9/ 5パネル報告 10/15インド上級委申立 | (ハ)・の医薬品農業用化学品特許保護が、TRIPS協定27、65、70条に違反する。 | 終了 |
|-----------------------------------|------|---|--|----|
| 51. ブラジルの自動車関連投資措置 | 日本 | 98/ 1/16上級委報告採択 96/ 7/30協議要請 | 7 ラジル自動車関連投資措置が、ガッ- ト1、3、11条、TRIM協定2条、補助金協 定3、27.2、27.4条に違反する。また 利益を無効化・侵害している。 | 協議 |
| 52. プラジルの自動車貿易投資関 関措置 | 米国 | 96/8/9協議要請 | ブラジル自動車貿易投資関連措置が 、カット1、3条、TRIM協定2条、補助金 協定3、27.4条に違反する。また利 益を無効化・侵害している。 | 協議 |
| 53. メキシコの関税評価制度 | EU | 96/8/27協議要請 | NAFTA加盟国からの輸入品とそれ 以外の国からの輸入品とで、関税 評価基準が異なるメキシコの関税 は、カット24条5項(b)に違反する。 | 協議 |
| 54. インドネシアの自動車関連措置 | EU | 96/10/3協議要請 97/5/12パネル要請 6/12パネル設置(55、64と同一パ ネル) 98/7/2パネル報告配布、7/23採択 | 「国民車」計画の自動車及び関連 部品に関する措置が、ガット1、3条、T | 終了 |
| 55. インドネシアの自動車関連措置 | 日本 | 96/10/4協議要請 97/4/17パネル要請 6/12パネル設置(54、64と同一パ ネル) 98/7/2パネル報告配布、7/23採択 | 「国民車」計画の自動車及び関連 部品に関する措置が、ガット1、3、10 条、TRIM協定2、5.4条に違反する。 | 終了 |
| 56. アルゼンチンの靴繊維衣服関連 措置 | 米国 | 96/10/4協議要請 97/1/9パネル要請 2/25パネル設置 11/25パネル報告 98/1/21アルゼンチン上級委申立 4/22上級委報告採択 | 7ルセンチンの靴・繊維・衣服に関連 する特定関税などの措置が、かり2、7、8、10条、TBT協定2条、関税評価 協定1、8条、繊維協定7条に違反す る。 | 終了 |
| 57. 豪州の繊維衣服靴輸入信用 制度 | 米国 | 96/10/ 7協議要請 | 豪州の革製品に対する補助金交付 が、補助金協定3条に違反する。 | 協議 |
| 58. 米国のエビ保護海ガメ法 | | 96/10/8協議要請 97/1/9パネル要請 (97/1/30パキスタン、パネル要請) 2/25パ・神設置、インドパ・神要請 4/10インド・単独パ・神設置(前都時) 98/5/15パネル報告配布 7/3米国上級委申立 10/12上級委報告書採択 | 海ガメの保護を意図した、米国の エビ及びエビ製品の輸入制限が、カ ・ット1、11、13条に違反する。また利 益を無効化・侵害している。 | 終了 |
| 59. インドネシアの自動車関連措置 | 米国 | 96/10/ 8協議要請 97/ 6/12パネル要請 | 「国民車」計画の自動車及び関連 部品に関する措置が、かり1、3条、T RIM協定2条、TRIP協定3、20、65条、 補助金協定3、6、28条に違反する。 | 終了 |
| 60. グ アテマラのポートランドセメント輸入 A D 調査 | メキシコ | 96/10/15協議要請 97/ 2/ 4パネル要請 3/20パネル設置 98/ 6/19パネル報告配布 8/ 4グアテマラ上級委申立 11/25上級委報告書採択 | メキシコからのセメント輸入に対する AD調査が、AD協定2、3、5、7.1条に違 反する。 | 終了 |

| 61. 米国のエビ保護海ガメ法 | フィリピン | 96/10/25協議要請 | 海ガメの保護を意図した、米国の エビ及びエビ製品の輸入制限がか ット1、2、3、8、11、13条、TBT協定2条に 違反する。また利益を無効化・侵 害している。 | 協議 |
|--------------------------------|-------|--|--|----|
| 62. EUのコンピューター機器関税 分類 | 米国 | 96/11/8協議要請 97/2/11パ 礼要請 2/25パ 礼設置 98/2/5パ 礼報告 3/24EU上級委申立 98/6/5上級委報告 6/22上級委報告採択 | コンピューター機器に関する関税分類の 変更が、カ゚ット2条に違反する。 | 終了 |
| 63. 米国の旧東独固形尿素輸入 へのAD措置 | ΕU | 96/11/28協議要請 | 旧東独からの固形尿素輸入に対し 米国が行ったAD措置は、AD協定9条 及び11条に違反している。 | 協議 |
| 64. イント゚ネシアの自動車関連措置 (補助金協定) | 日本 | 96/11/29協議要請 97/ 4/17パネル要請 6/12パネ設置(54、55と同一パネ ル) 98/ 7/ 2パネル報告配布 7/23パネル報告採択 | 「国民車計画」の自動車及び関連 部品に対する措置が、補助金協定 | 終了 |
| 65. プラジルの自動車貿易投資 関連措置 | 米国 | 97/ 1/10協議要請 | 52に基づく協議後、新たにとられ 自動車関連措置が、がット1、3条、TRI M協定2条、補助金協定3、27.4条に 違反する。また利益を無効化・侵 害している。 | 協議 |
| 66. 日本の豚肉輸入に係る措置 | Eυ | 97/ 1/15協議要請 | 豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置が、ガット1、10.3、13条に違反する。また利益を無効化・侵害して9条及び11条に違反している。 | 協議 |
| 67. イギリスのコンピューター 機器関税分類 | 米国 | 97/ 2/14協議要請 3/ 7パネル要請 3/20 62のパネルと併合 98/ 2/5パネル報告 3/24EU上級委申立 98/ 6/ 5上級委報告 6/22上級委報告採択 | LAN機器やマルチメディアバソコンに関するイギリスの関税分類の変更が、ガット2条に違反する。 | 終了 |
| 68. アイルランドのコンピュー ター機器関税分類 | 米国 | 97/ 2/14協議要請 3/ 7パネル要請 3/20 62のパネルと併合 98/ 2/5パネル報告 3/24EU上級委申立 98/ 6/ 5上級委報告 6/22上級委報告採択 | LAN機器に関するアイルランドの 関税分類変更が ガット2条に違反す る。 | 終了 |
| 69. EUの鶏肉製品輸入 | ブラジル | 97/ 2/24協議要請 6/12パネル要請 7/30パネル設置 98/ 3/12パネル報告 4/29ブラジル上級委申立 7/23上級委報告採択 | 鶏肉製品に関するEUの輸入レジ ーム及び関税割当が94年GATT10、2 7条、輸入許可手続協定1、3条に違 反する。また利益を無効化・侵害 している。 | 終了 |
| 70. カナダの民間航空機輸出に 係る措置 | ブラジル | 97/3/10協議要請 98/7/10パネル設置要請 7/23パネル設置 99/4/14パネル報告配布 5/3カナダ上級委申立 8/2上級委報告書配布 8/20上級委報告書採択 | ブラジルへの民間機輸出に対する カナダ政府・州の補助金交付が補 助金協定3条に違反する。 (補助金協定4条に基づく訴え) | 終了 |

| 71. カナダの民間航空機輸出に 係る措置 | ブラジル | 97/ 3/10協議要請 | 上記と同様の措置は、補助金協定 5条の悪影響があり、相殺関税の 対象となる。 | 協議 |
|---------------------------|--------------|---------------------------------|--|----------|
| 20 5 11 0 到 制 日 1- 左 7 拱栗 | - 3.* =3.1 ° | 07 / 0 /0 44九 1 茶 本 1 本 | (補助金協定7条に基づく訴え) | 9.1 |
| 72. EUの乳製品に係る措置 | ニューシ・ーラント・ | 97/3/24協議要請 11/6パネル要請 | EU及び英国税務局のNZ産バターに対する措置がGATT2、10、11条 | パネル |
| | | 11/18パネル設置 | 及びTBT協定2条、輸入許可手続協 | |
| | | 1,100 1,77 100 | 定3条に違反している。 | |
| 73. 日本の人工衛星調達 | EU | 97/ 3/26協議要請 | 日本の人工衛星調達の入札に係る | 終了 |
| | | 7/31二国間合意により妥結 | 明細事項は明示的に米国以外を排 | |
| 1 | | | 除するものであり、政府調達協定 | |
| | 1 | | 付属書付表 1 に反し、6(3)、7(2) | |
| | W 🖃 | 07/4/4/4-2014年 | に違反する。 | 46- |
| 74. フィリピンの豚肉・鶏肉に 係る措置 | 米国 | 97/4/1協議要請 98/3/12二国間合意により妥結 | フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に伴う許可等の遅延は、94年GATT3、 | 終了 |
| | | 90/ 3/12-国間日息により安阳 | 10、11条、農業協定4条、輸入許可 | |
| | | | 手続協定1、3条、TRIM協定2、5条違 | |
| | 1 | | 反。利益の無効化・侵害。 | |
| 75. 韓国の酒税 | EU | 97/ 4/ 4協議要請 | 韓国の酒税法・教育税法による酒 | 終了 |
| | | 9/10パネル要請 | 類への内国税賦課は、94年GATT3 | ''' |
| | 1 | 10/16パネル設置 | 条2項に違反する。 | |
| | | 98/ 9/17パネル報告書配布 | | |
| | 1 | 10/28韓国上級委申立 | | |
| | | 98/11/25パネル上級委報告書採択 | | |
| 76. 日本の農産物に係る措置 | 米国 | 97/4/7協議要請 | 日本の農産物への検疫が、SPS協 | 終了 |
| | | 10/3パネル要請 | 定2、5、8条、GATT11条、農業協定4 | |
| | 1 | 11/18パネル設置 | 条に違反し、利益を無効化・侵害。 | |
| | | 98/10/27パネル報告書配布 | 4 | |
| | | 11/24日本上級委申立 99/2/22上級委報告書配布 | | |
| | | 3/19パネル上級委報告書採択 | | |
| 77. アルゼンチンの靴繊維衣服 | ΕU | 97/4/17協議要請 | 7ルピンチンの織物等に対する特定関 | パネル |
| 関連措置 | | 9/10パネル要請 | 税などの措置がGATT2条、繊維協 | |
| | | 10/16パネル設置 | 定7条、及びTBT協定14.1条に違反。 | |
| 78. 米国のトウモロコシ輸入に | コロンビア | 97/ 4/28協議要請 | 米国のトウモロコシ輸入に対するSG措 | 協議 |
| 係るセーフガード措置 | | | 置が、SG協定2、4、5、9、12条、GA | |
| | | | TT2、13、14条に違反する。また利 | |
| | | | 益を無効化・侵害している。 | |
| 79. インドの医薬品農業用化学 | Eυ | 97/ 4/28協議要請 | インドの医薬品農業用化学品特許 | 終了 |
| 品特許保護 | | 9/9パネル要請 | 保護が、TRIPS協定70条に違反す | |
| | | 10/16パネル設置 | పే. | |
| | | 98/8/24パネル報告書配布 9/22パネル報告書採択 | | |
| 80. ベルギーの商業用電話帳サ | 米国 | 9/22パイル報告音様択 97/5/2協議要請 | ベルギーの電話帳出版業に対する | 協議 |
| 00. ベルギーの商業用電品帳り | T == | V | 免許付与条件等の措置が、GATS2、 | D-ESS. |
| | | | 6、8、17条に違反し、EUのコミットメン | |
| | | | トによる利益を無効化・侵害。 | |
| 81. ブラジルの自動車貿易投資 | EU | 97/ 5/ 7協議要請 | ブラジル自動車関連措置 (97年3 | 協議 |
| 関連措置 | | * | 月に新たにとられた措置等を含む | |
| | | |)が、GATT1、3条、補助金協定3、5 | |
| l | | | 、27.4条、TRIM協定2条に違反し、 | |
| | | | 利益を無効化・侵害している。 | J-5- 244 |
| 82. アイルランドの著作隣接権 | 米国 | 97/ 5/14協議要請 | 7イルランドの著作隣接権付与の制度 | 協議 |
| 付与に係る措置 | | 98/ 1/ 9パネル設置要請 | が、TRIPS協定9-14、63、65、70条に | |
| 02 デンフェクの切め出来を | 业园 | 07 / 5 / 1.4 +力 5 至 市 5 主 | 違反する。 デンマークの知的財産権を含む民事訴 | 協議 |
| 83. デンマークの知的財産権に 係る措置 | 米国 | 97/ 5/14協議要請 | 7 パー7の知的財産権を含む氏争訴 訟手続に係る暫定措置を策定しな | 加速 |
| 一次の担題 | | | 訟手続に係る智定指直を束定しな いことは、TRIPS協定50、63、65条 | |
| | | | による義務に違反する。 | |
| | L | | こうら数ないを入りる。 | |

| 84. 韓国の酒税 | 米国 | 97/ 5/23協議要請 9/10パネル要請 10/16パネル設置 98/ 9/17パネル報告書配布 10/20韓国上級委申立 (75. と同一) | 韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、94年GATT3条2項に違反し、同条の利益を侵害している。 | 終了 |
|--|-------------|---|---|----------------------|
| | | 98/11/25パネル・上級委報告書採択 | | |
| 85. 米国の織物・衣服に係る措 置 | EU | 97/ 5/23協議要請 98/ 2/11二国間合意により妥結 | 米国の織物・衣服に関する原産地 規則の変更は、繊維協定2.4、4.2、 4.4条、原産地規則協定4.2条、GA TT3条及びTBT協定2条に違反する。 | 終了 |
| 86. スウェーデンの知的財産権 に係る措置 | 米国 | 97/ 5/28協議要請 98/12/ 2二国間合意により妥結 | スウェーデンの知的財産権を含む 民事訴訟手続に係る暫定措置を策 | 終了 |
| | | | 定しないことは、TRIPS協定50、63 、65条による義務に違反する。 | |
| 87. チリの酒税 | EU | 97/6/4協議要請 10/3パネル要請 98/11/18パネル設置 99/6/15パネル報告書配布 99/9/13チリ上級委申立 99/12/13上級委報告書配布 | チリが輸入スピリッツに対し国産 品よりも高い特別売上税を課して いるのはGATT3条2項に違反する。 | 終了 |
| and the second s | | 2000/1/12上級委報告書採択 | | |
| 88. 米国の政府調達に係る措置 | EU | 97/6/20協議要請 98/9/8パネル設置要請 98/10/21パネル設置 99/2/10パネル停止 2000/2/11パネル設置の根拠を失う | 米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマ -政府と取引のあった企業と取引 することを禁じているのは、政府 調達協定8(B)、10、13条に違反し、 利益を無効化・侵害している。 | パネル停 止 ↓ 消滅 |
| 89. 米国の韓国製カラーテレビ 輸入に係るAD措置 | 韓国 | 97/ 7/10協議要請 11/ 6パネル要請 98/ 1/ 5パネル要請撤回(ただし再 要請の権利留保) 98/ 9/22韓国が要請を撤回 | 米国の韓国製カラーテレピに対し、ダン ピンク゚の不在及び輸出中断にも拘わらずAD義務を賦課していたことは、GATT 6 条及びAD協定1、2、3、4、5、11条に違反する。 | 終了 |
| 90. インドの農業・織物・工業 製品輸入に係る数量制限 | 米国 | 97/ 7/15協議要請 10/ 3パネル要請 11/18パネル設置 99/ 4/ 6パネル報告配布 5/25インド上級委申立 8/23上級委報告書配布 9/22上級委報告書採択 | インドが2700品目に及ぶ農業・織物・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT11、18条、農業協定4条2項、輸入ライセンシング協定3条に違反する。 | 終了 |
| 91. インドの農業・織物・工業 製品輸入に係る数量制限 | オーストラ リア | 97/7/16協議要請 98/3/23二国間合意により妥結 | (90. の米国による申立事由と同様) | 終了 |
| 92. インドの農業・織物・工業 製品輸入に係る数量制限 | カナダ | 97/ 7/16協議要請 98/ 3/23二国間合意により妥結 | (90. の米国による申立事由と同様) | 終了 |
| 93. インドの農業・織物・工業 製品輸入に係る数量制限 | ニュージ・ーラント・ | 97/ 7/16協議要請 98/ 9/14二国間合意により妥結 | (90.の米国による申立事由に加え)利益を無効化・侵害している。 | 終了 |
| 94. インドの農業・織物・工業 製品輸入に係る数量制限 | スイス | 97/ 7/18協議要請 98/ 3/23二国間合意により妥結 | (上記90. 〜93. の申立事由と同様 。但し農業協定を除く) | 終了 |
| 95. 米国の政府調達に係る措置 | 日本 | 97/ 7/18協議要請 98/ 9/ 8パネル設置要請 98/10/21パネル設置 | 米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマ -政府と取引のあった企業と取引 | パネル停 止 _ |
| | | 99/ 2/10パネル停止 2000/2/11パネル設置の根拠を失う | することを禁じているのは、政府 調達協定8(B)、10、13条に違反し、 利益を無効化・侵害している。 | ↓ 消滅 |
| 96. インドの農業・織物・工業 製品輸入に係る数量制限 | ΕU | 97/ 7/21協議要請 98/ 4/ 7二国間合意により妥結 | (上記90.~94.の申立事由に加え て) SPS協定2、3、5条に違反する | 終了 |

| 97. 米国のチリ産さけ輸入に係 | チリ | 97/8/5協議要請 | チリ産さけに対する米商務省の補 | 協議 |
|-----------------------------------|-----|---|--|----------------|
| る相殺義務調査 | | | 助金相殺義務調査はSCM協定11条 に違反する。 | 037,524 |
| 98. 韓国の乳製品輸入に係るセ 一フガード決定 | Eυ | 97/ 8/12協議要請 98/ 1/ 9パネル要請 1/22EUは、当面パネル設置要 請をしないことを表明 | 韓国が乳製品に輸入割当の形でS G発動したのは、SG協定2、4、5、12 条及びGATT19条に反する。 | 終了 |
| | | 98/ 6/10新規のパネル要請 7/23パネル設置 99/ 6/21パネル報告配布 9/15韓国上級委申立 | | |
| | | 12/14上級委報告書配布 2000/1/12上級委報告書採択 | | |
| 99. 米国の韓国製DRAMに対する A D税賦課 | 韓国 | 97/ 8/14協議要請 98/ 1/16パネル設置 99/ 1/29パネル報告書配布 3/19パネル報告書採択 | 韓国製DRAMに対する米商務省のAD 決定は、AD協定6、11条に反する。 | 終了 |
| 100. 米国の鶏肉製品輸入に係る 措置 | Eυ | 97/8/18協議要請 | 米国によるEU産鶏製品の輸入禁止 がGATT1、3、10、11条及びSPS協定、 TBT協定に反する。 | 協議 |
| 101. メキシコの米国産コーン・ シロップに対するAD調査 | | 97/9/4協議要請 | メキシコの米コーンシロップ に対するAD 決定及び措置の発動が、AD協定5、 6条に反する。 | 協議 |
| 102. フィリピンの豚肉・鶏肉問 | 米国 | 97/10/ 7協議要請 98/ 3/12二国間合意により妥結 | (74. の対象となった措置を改善するとの97年政令8号も申立に含む) | 終了 |
| 103. カナダの乳製品に係る措置 | 米国 | 97/10/8協議要請 98/2/2パネル要請 3/25パネル設置 5/17パネル報告配布 7/15カナダ上級委申立 99/10/13上級委報告書配布 10/27上級委報告書採択 | カナダの乳製品に係る輸出補助金 及び関税割当がGATT2条、農業協定 8、10条、補助金協定3条、ライセンシング 協定1、3条に違反する。 | 終了 |
| 104. E U のプロセス・チーズ輸 出に係る措置 | 米国 | 97/10/ 8協議要請 | EUのプロセスチーズ輸出に係る補助金が、GATT2条、農業協定8,9、10、11条、補助金協定3条に反する。 | 協議 |
| 105. EUのバナナ輸入制限 | パナマ | 97/10/24協議要請 | バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度に関する申し立て (特定の規定は示さず)。 | 協議 |
| 106. 豪州の革製品に係る補助金 | 米国 | 97/11/10協議要請 98/ 1/22パネル設置 6/11パネル設置要求を撤回 | オーストラリアの革製品の生産者 及び輸出業者に対する補助金は、 補助金協定3条に違反する。 | 終了 ↓ 126 |
| 107. パキスタンの獣皮輸出制限 | EU | 97/11/ 7協議要請 | パキスタンの獣皮輸出制限措置は EU産業の未加工、半加工原料調達 を制限している。 | 協議 |
| 108. 米国の外国小売業者への課 税制度 | EU | 97/11/18協議要請 98/ 9/22パネル設置 99/10/ 8パネル報告書配布 11/26米上級委申立 2000/2/24上級委報告書配布 | 米国の外国小売業者(FSC)に 対する特別課税制度は、GATT3.4, 16条、補助金協定3.1条に違反す る。 | 上級委 |
| 109. チリの酒税 | 米国 | 97/12/11協議要請 | チリが輸入スピリッツに対し国産 品よりも高い特別売上税を課して いるのはGATT3条2項に違反する。 | 協議 |
| 110. チリの酒税 | Eυ | 97/12/15協議要請 98/ 3/ 9パネル設置要請 3/25パネル設置 99/ 6/15パネル報告配布 9/13チリ上級委申立 99/12/13上級委報告書配布 2000/1/12上級委報告書採択 | チリが87.に対応して修正した酒 税法は、依然としてGATT3.2に違 反する。 | 終了 |

| 111. 米国のグランドナッツに係 る関税割当 | アルゼンチン | 97/12/19協議要請 | 米国の関税割当に係わる措置はGA TT2, 10, 12条, 農業協定1, 4, 15条, 原産地規則協定2条, 輸入ライセンシング 協定1条に違反し、又無効化・侵 害を生じている。 | 協議 |
|----------------------------------|--------------|--|---|-----|
| 112. ペルーのブラジル製バス輸入に係るCVD調査 | ブラジル | 97/12/23協議要請 | ブラジル製バス輸入に係わるペル 一のCVD調査手続は、補助金協 定11,13.1条に違反する。 | 協議 |
| 113. カナダの乳製品に係る措置 | ニュージー ランド | 97/12/29協議要請 98/ 3/12パネル要請 3/25パネル設置 5/17パネル報告配布 7/15カナダ上級委申立 99/10/13上級委報告配布 10/27上級委報告採択 | カナダの乳製品に係わる輸出補助 金は、農業協定3,8,9,10条に違反 する。 | 終了 |
| 114. カナダの医薬品特許保護 | EU | 97/12/19協議要請 98/11/11パネル要請 99/ 2/ 1パネル設置 | カナダの医薬品に関する特許保護制度は、TRIPS協定の27.1,28,33条に違反する。 | パネル |
| 115. EUの著作隣接権付与に係 る措置 | 米国 | 98/ 1/ 6協議要請 98/ 1/ 9パネル要請 | EUの著作隣接権付与の制度が、 TRIPS協定9-14,63,65,70条 に違反する。 | 協議 |
| 116. ブラジルの支払期間に係る 措置 | ΕU | 98/ 1/ 9協議要請 | ブラジルの輸入の支払期間に係る 措置は、輸入ライセンシング協定 3,5条に違反する。 | 協議 |
| 117. カナダのフィルム流通サー ビスに係る措置 | EU | 98/ 1/20協議要請 | カナダのフィルム流通サービスに 係る措置は、GATS2,3条に違 反する。 | 協議 |
| 118. 米国の港湾維持税 | EU | 98/ 2/ 6協議要請 | 米国の港湾維持税は、GATT1、2、3、 8,10条及び94年GATT2条1項(b)についての解釈了解に違反する。 | 協議 |
| 119. 豪のコート紙輸入に対する AD措置について | スイス | 98/ 2/20協議要請 5/13二国間合意により妥結 | 豪のスイス産コート紙の輸入に対するAD措置は、AD協定3、5条に違反する。 | 終了 |
| 120. インドの特定商品の輸入に 係る措置 | ΕU | 98/3/16協議要請 | インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のオポティプ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT11条に違反する。 | 協議 |
| 121. アルゼンチンの履き物輸入 に係るセーフガード措置 | ΕU | 98/ 4/ 3協議要請 6/10パネル設置要請 7/23パネル設置 99/ 6/25パネル報告配布 9/15アルゼンチン上級委申立 12/14上級委報告書配布 2000/1/12上級委報告書配布 | アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定2、4、5、6、12条、及びGATT19条に違反する。 | 終了 |
| 122. タイのポーランド製鉄鋼に 対するAD措置 | ポーランド | 98/4/6協議要請 99/10/13パネル設置要請 11/19パネル設置 | タイのポーランド製鉄鋼に対する AD税賦課、及び情報開示の拒否 はAD協定2、3、5、6条に違反する。 | パネル |
| 123. アルゼンチンの履き物輸入 に係るセーフガード措置 | イント* | 98/ 4/23協議要請 | アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定2、4、5、6、12条、及びGATT19条に違反する。 | 協議 |

| 124. EUの動画・テレビ番組に に係る知的所有権の執行 | 米国 | 98/4/30協議要請 | ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定41、61条に違反する。 | 協議 |
|-----------------------------------|-----|---|---|----|
| 125. ギリシャの動画・テレビ番 組に係る知的所有権の執行 | 米国 | 98/4/30協議要請 | ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定41、61条に違反する。 | 協議 |
| 126. 豪州の自動車用皮革生産者 ・輸出者への補助金 | 米国 | 98/ 5/ 4協議要請 6/11パネル設置要請 6/22パネル設置 99/ 5/25パネル報告配布 6/16パネル報告採択 10/ 4米より21条5項パネル設置要 請 10/14 21条5項パネル設置 2000/1/21パネル報告書配布 2/11パネル報告書採択 | 豪が自動車用皮革の生産者・輸出 者に対して与えた補助金(個別企 業への優遇公債等を含む)は、補 助金協定3条に違反する。 | 終了 |
| 127. ベルギーの補助金の性質を 有する所得税 | 米国 | 98/5/5協議要請 | ベルギーが「輸出経営者」をリクルートした者に対し税控除を認めているのは、補助金協定3条に違反する。 | 協議 |
| 128. オランダの補助金の性質を 有する所得税 | 米国 | 98/5/5協議要請 | オランダの所得税法において輸出 による収入に「輸出留保」を認め ているのは、補助金協定3条に違 反する。 | 協議 |
| 129. ギリシャの補助金の性質を 有する所得税 | 米国 | 98/5/5協議要請 | ギリシャの所得税法において輸出 者に年間の輸出収入の割合に応じ て税控除を認めているのは、補助 金協定3条に違反する。 | 協議 |
| 130. アイルランドの補助金の性 質を有する所得税 | 米国 | 98/5/5協議要請 | 7イルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、補助金協定3条に違反する。 | 協議 |
| 131. 仏の補助金の性質を有する 所得税 | 米国 | 98/5/5協議要請 | フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、補助金協定3条に違反する。 | 協議 |
| 132. メキシコの米国産高糖度コーンシロップ に対するAD調査 | 米国 | 98/5/8協議要請 98/10/21パネル設置要請 11/25パネル設置 2000/1/28パネル報告書配布 2/24パネル報告書採択 | メキシコが米国産高糖度コーンシロップに対してとったAD調査及び侵害の恐れの決定は、AD協定2~7、9、10、12条に違反する。 | 終了 |
| 133. スロバキアの乳製品輸入及 び家畜輸送に係る措置 | スイス | 98/ 5/11協議要請 | スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪影響を与えており、GATT1、3、5、10、11条、SPS協定5条、ライセンシング協定5条に違反する。 | 協議 |

| 134. EUのコメの輸入税 | インド | 98/ 5/28協議要請 | 97年7月から施行されたEUのコメ | 協議 |
|--|-----------|-------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| | | 1 | の輸入税を決定するCRS | D30 (724) |
| | | 1 | (cumulative recovery system)は | |
| | | | インドからのコメの輸入を制限し、 | |
| | | 1 | GATT1、2、3、7、11条、関税評価協定1 | |
| | 11 | | -7、11条、ライセンシング協定1、3条、TBT2 | |
| | | | | |
| | | | 条、SPS協定2条、農業協定4条に違 | |
| 135. EUのアスベスト及びその | 44 | 00 / 0 /00 th = * Th = * | 反する。 | |
| | カナダ | 98/6/28協議要請 | フランスのアスベスト及びその製 | パネル |
| 製品に係る輸入禁止措置 | | 98/10/21パネル設置要請 | 品の輸入禁止措置は、SPS協定2、3、 | |
| | | 11/25パネル設置 | 5条、TBT協定2条、農業協定4条に | |
| | | | 違反する。 | |
| 36. 米国の1916年AD法 | EU | 98/6/9協議要請 | 1916年米国アンチ・ダンピング法は未だ | パネル |
| | | 11/11パネル設置要請 | 有効であり1930年関税法と並行し | 7 1 175 |
| | | 99/2/1パネル設置 | て存在している。1916年米国AD法 | |
| _ | | 007 27 10 11 11 11 11 III III | itGATT3、6条、WT016条(4)、7ンチ・ダン | |
| | | | | |
| | | | ピング協定1、2、3、4、5条に違反する。 | |
| 37. EUの松柏類木材の輸入に | カナダ | 98/6/17協議要請 | カナダからの松柏類木材の輸入に | 協議 |
| 係る措置 | | | 係るEC理事会指令及び関連措置 | |
| | | | は、GATT1、3、11条、SPS協定2、3、4、 | |
| | | | 5、6条、TBT協定2条に違反する。 | |
| | | | 0、0个、101000元2个10年及,3。 | |
| 38. 米国のイギリス製鉄鋼製品 | EU | 98/ 6/30協議要請 | 米国の英国製鉄鋼製品に対する米 | パネル |
| に対する相殺関税賦課 | | 99/ 1/14パネル要請 | 国の相殺関税の賦課は、補助金協 | |
| | | 99/2/17パネル設置 | 定の1.1、10、14、19.4条に違反して | |
| | | 99/12/23パネル報告書配布 | している。 | |
| | | 2000/1/27米国が上訴 | | |
| 39. カナダの自動車政策に係る | 日本 | 98/ 7/ 3協議要請 | 米加オートパクト協定によってカ | パネル |
| 措置 | | 98/11/12パネル要請 | ナダは一部の自動車会社に自動車 | 7 17/1 |
| 10 10 | | 99/ 2/17パネル設置 | の無関税輸入を許しており、これ | |
| | | 2000/2/11パネル報告書配布 | にはローカル・コンテント要求、製造販売要 | |
| | | 2000/2/11/八个//和日音配句 | | |
| | | | 求が条件となっている。こうした | |
| | | | 措置は、GATT1.1、3.4、24条、TRIM2 | |
| _ = | | | 条、補助金協定3条、GATS2、6、17条 | |
| 40 E I & 4 . I * * * * * * * * * * * * * * * * * * | 4 | | に違反する。 | |
| 40. EUのインド産無漂白綿布 | インド | 98/8/3協議要請 | インド産無漂白綿布に対するEU | 協議 |
| に関するAD調査 | | 1 | のAD決定プロセスは、不公正で | |
| | | | 客観性を欠き、インドの途上国と | |
| | | | ┃しての立場を無視するもの。AD ┃ | |
| | | | 協定2、3、5、6、12、15条及びGATT | |
| | | | 1、6条に違反する。 | |
| 41. EUのインド産綿製寝具の | インド | 98/8/3協議要請 | インド産の綿製寝具に対するEU | 協議 |
| 輸入に係るAD措置 | | 99/ 9/ 7パネル要請 | のAD決定プロセスは、不公正で | 2000 pt 200 |
| | | | 客観性を欠き、インドの途上国と | |
| | | | しての立場を無視するもの。AD | |
| | | | 協定2、3、5、6、12、15条及びGATT | |
| | | | | |
| 42. カナダの自動車政策に係る | FIL | 98/8/17協議要請 | 1、6条に違反する。 CATT24条及び結構会協会2、1 (a) た | パネル |
| 措置 指置 | _ 0 | | GATT24条及び補助金協定3.1(a)を | ハイル |
| 1년 년 | | 99/ 2/ 1パネル設置 | 除き、139.の日本申立と同様。 | |
| 43. スロバキアのハンガリー | ハンガリー | 98/ 9/18協議要請 | 98年9月に発効した、スロバキアのハンガ | 協議 |
| 小麦に対する輸入税 | _ ,, | / -/ - имика эх нгэ | リーからの小麦に対する輸入税賦課 | DATE OFFICE |
| · | | | | |
| | | | の規則は、GATT1、2条、農業協定4 | |
| | | 1 | 条に違反する。 | |

| | | T | | |
|-------------------------------|-------|---|--|--------------|
| 144. 米国の牛・豚・穀物輸入に 係る措置 | カナダ | 98/ 9/25協議要請 | 米国サウス・ダゴダ州等で、牛・豚・穀物を積載したカナダのトラックの | 協議 |
| | | | 州内への立入り・通貨を禁じてい | - 1 |
| | | | るのは、SPS2~6、13条、附属書B、C TBT2、3、5、7条、農業協定4条、GATT | |
| | | | 1812、3、5、7宋、展耒協定4余、GAII 1、3、5、11、24、12条に違反し、利益 | |
| | | | 1、3、5、11、24、12米に達及し、利益 を無効化・侵害している。カナダ | |
| | | | はDSU4.8の緊急規定を援用。 | |
| 145. アルゼンチンのEU産小麦 | FU | 98/ 9/23協議要請 | 7ルゼンチンのEU産小麦グルテンに対 | 協議 |
| グルテン輸入に係る相殺関 | _ 0 | 00, 0, 20 minz 3 in | する相殺関税は、補助金協定11.11 | טעע מאַע |
| 税 | | | に定める18ヶ月の調査期間を超過 | |
| 1 | | | しており、補助金協定10条に違反。 | |
| | | | | |
| 146. インドの自動車セクターに | ΕU | 98/10/6協議要請 | インドが完成自動車及び部品の輸 | 協議 |
| 係る措置 | | | 入に非自動的な輸入許可制度をと | |
| | | | っており、合弁企業に対しMOUの締 | |
| | | K | 結と引き替えにローカルコンテント要求や輸 | |
| | | | 出入均衡要求を課しているのは、G | |
| | EII | 98/10/8協議要請 | ATT3、11条、TRIM2条に違反する。 | 協議 |
| 147. 口本の反単に係る関税制当 及び補助金 | 20 | 30/10/0 加設安請 | 日本の皮革の関税割当の運用及び 補助金は、日本の皮革産業と同和 | iato filli |
| X 0hm 20.3 m | | | 地域に利益を与えており、輸入許 | |
| | | | 可手続協定1.6、3.5(g)(h)(i)(j)及 | |
| | | | び補助金協定6条に違反する。 | |
| 148. チェコのハンガリー小麦の | ハンガリー | 98/10/12協議要請 | 98年10月に発効した、チェコの規 | 協議 |
| 輸入税に係る措置 | | | 制(ハンガリー小麦に対する輸入税を | |
| | | | 増額) は、譲許表のパインド率を上 | |
| it. | | | 回り、ハンガリーのみに適用。本措置 | |
| | | | はGATT1、2条、農業協定4条に違反。 | |
| | | | なお、ハンガリーはDSU4.8の緊急規定 | |
| | | | を援用。 | 11.50 |
| 149. インドの輸入制限 | EU | 98/10/29協議要請 | インドの輸出入政策による輸入制 | 協議 |
| | | | 限は、GATT3, 10, 11, 13, 17条、農業 | |
| | | | 協定4.2条、ライセンシング協定1,2,3条 に違反し、GATT20,21条によって正 | |
| | | | に違反し、GA1120,21余によって正 当化されない。 | |
| | FU | 98/10/30協議要請 | インドの1975年関税法譲許表1、 | 協議 |
| | | JOO TO TO DUINE SCH | 特別関税、特別付加関税に関する | LATO D-Sec |
| | | | 措置は、全体として譲許税率を上 | |
| | | | 回る関税を課すものであり、GATT | |
| | | | 2.1(b)、3.2条に違反する。 | |
| 151. 米国の織物・衣服に係る措 | EU | 98/11/19協議要請 | 米国の織物・衣服に関する原産地 | 協議 |
| 置 | | | 規則の変更について、米国は(前述) | |
| | | | 85.の)二国間合意の内容を実施し | |
| | | | ておらず、依然として繊維協定2. | |
| | | | 4, 4, 2, 4, 4条、原産地規則協定4, 2 | |
| 152 平国の1074年海帝注201名 | ΕÜ | 98/11/25協議要請 | 条、GATT3条、TBT2条に違反する。 米国の1974年通商法タイトルⅢ第1章 | 終了 |
| 152. 米国の1974年通商法301条 ~310条 | 20 | 98/11/25協議安請 99/3/2パネル設置 | | 小 念 1 |
| -010本 | | 99/ 3/ 2パネル設置 99/12/22パネル報告書配布 | DSU3、21, 22, 23条に違反し、利益を | |
| | | 2000/1/27パネル報告書採択 | 無効化・侵害している(バナナ問) | |
| | | -, ·, -································ | 題のEUの勧告不履行に関する | |
| | | | 米国の一方的決定について)。 | |
| 153. EUの医薬品・農薬の特許 | カナダ | 98/12/ 2協議要請 | EC規則は医薬品と農薬に限って | 協議 |
| 保護 | | | 特許期間の延長制度をとってお | |
| | | | り、TRIPS協定27条1項に違反す | |
| | | | る。 | |
| 1 | | 1 | | |

| 154. E U のコーヒーに係る特恵 措置 | ブラジル | 98/12/ 7協議要請 | EUの一般特恵に基づくコーヒーの輸入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授権条項、ガット1条に違反し、ブラジルの利益を無効化・侵害してい | 協議 |
|--|----------------------------------|--|---|-------|
| | | | る。 | |
| 155. アルゼンチンの牛革輸出 及び加工済み皮革の輸入に 係る措置 | Eυ | 98/12/24協議要請 99/6/3パネル要請 7/26パネル設置 | アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁止はガット11条1項、10条3(a)項に違反し、また、付加価値税及び事前取引高税はガット3条2項に | パネル |
| | | | 違反する。 | |
| 156. グアテマラのメキシコ製 | メキシコ | 99/ 1/ 5協議要請 | グアテマラのメキシコ製ポートラ | パネル |
| 灰色ポートランドセメント への確定AD税 | | 7/15パネル要請 9/22パネル設置 | ンドセメントに対する確定AD税 は、AD協定1, 2, 3, 5, 6, 7, 12, 18 条、付属書 I、II 及びガット6条 に違反する。 | 71470 |
| 157. アルゼンチンのイタリア製 ドリル刃に対するAD課税 | Eυ | 99/ 1/14協議要請 | アルゼンチンのイタリア製ドリル 刃に対するAD税賦課に際し、調 査期間が18か月を超えており、A D協定1条に違反する。 | 協議 |
| 158. E U のパナナ輸入・販売・ 流通制度 | グアテマラ、ホンデ ュラス、メキシコ、パ ナマ、米国 | 99/ 1/20協議要請 | EUが勧告の実施として行ったバナナ輸入制度の改善は、依然としてWTO協定に違反する。 | 協議 |
| 159. ハンガリーのチェコ製鉄鋼 製品輸入に係るセーフガー ド措置 | チェコ | 99/ 1/20協議要請 | ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の 輸入割当をチェコに対してのみ 行っているのは、ガット1, 19 条、セーフガード協定に違反す る。 | 協議 |
| 160. 米国の著作権法110条(5) | Eυ | 99/ 1/26協議要請 4/15パネル要請 5/26パネル設置 | 米国の著作権法110条(5)は公共の 場でラジオ・テレビによる音楽を 著作権料を払うことなく放送する ことを認めるものであり、TRIPS協 定9条(1)に違反する。 | パネル |
| 161. 韓国の生鮮・チルド・冷凍 牛肉の輸入に係る措置 | 米国 | 99/ 2/ 1協議要請 4/15パネル要請 5/26パネル設置 | 韓国が輸入牛肉に対する措置(取扱店の限定、売上げへのマークアップ税賦課、輸入業者の限定、国内畜産業者への補助金等)は、ガット2,3,11、17条、農業協定3,4,6,7条、ライセンシング協定1,3条に違反する。 | パネル |
| 162. 米国の1916年AD法 | 日本 | 99/ 2/10協議要請 99/ 6/ 3パネル要請 99/ 7/26パネル設置 | 米国の1916年AD法が特定の場合に商品を米国内に輸入・販売する行為に対して刑事罰や損害賠償請求権を認めていること、及びAD協定に定める手続的セーフが・ト、なしに法的決定を行うのは、ガット3、6、11条及びAD協定に違反する。 | パネル |
| 163. 韓国の政府調達に係る措置 | 米国 | 99/ 2/16協議要請 99/ 6/16パネル設置 | 韓国の空港建設機関(KOACA)は政府 調達協定の規律の対象であり、そ の入札方法、国内のパートナー 化、不服申立手続の欠如は、政府 調達協定1条(1)に違反する。 | パネル |

| | | | · | |
|-------------------|-------|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 164. アルゼンチンの輸入履物に | 米国 | 99/3/1協議要請 | アルゼンチンの決議1506は、非メ | パネル |
| 係る措置 | | 7/15パネル要請 | ルコスール諸国からの履物輸入に | |
| 1 | | 7/26パネル設置 | セーフガード義務を課し、さらに | |
| | | | 関税割当数量措置を設けている点 | |
| | | | で、セーフガード協定5条(1)、7 | |
| | | | 条(4)、12条に違反する。 | |
| 165. 米国のEUからの特定品目 | EU | 99/3/1協議要請 | | 9.1 |
| | =0 | | 米国が仲裁の結果を待たずに制裁 | パネル |
| に係る輸入措置 | | 99/ 5/11パネル設置要請 | 措置を賦課することは、DSU協 | |
| | | 99/ 6/16パネル設置 | 定3、21、22、23条及びGATT | |
| | | | 1、2、8、11条に違反する。 | |
| 166. 米国のEUから輸入される | ΕU | 99/3/17協議要請 | 1998年6月1日から実施された輸 | パネル |
| グルテン小麦に関するセー | | 6/3パネル要請 | 入グルテン小麦に関する数量制限 | |
| フガード措置 | | 7/26パネル設置 | 措置は、セーフガード協定2、4 | |
| | | 7 177 | 5、8条、農業協定4条(2)、GA | |
| | | | T T 1,19条に違反する。 | |
| 167. 米国のカナダからの牛肉輸 | ++ # | 99/3/19協議要請 | | 14.54 |
| | 10.75 | 99/ 3/19 加酸安朗 | 1998年12月22日から実施された輸 | 協議 |
| 入に関する対抗関税調査 | | | 入力ナダ牛肉に関する対抗関税調 | |
| | | | 査は、SCM協定1、2、10、 | |
| | | | 11、12条及び農業協定13条に違反 | |
| | | | する。 | |
| 168. 南アフリカのインドからの | インド | 99/4/1協議要請 | 1997年3月26日に決定されたイン | 協議 |
| 特定の薬品に対するAD関 | | | ドからの特定薬品に対するアンチ | - per pe 24 |
| 税 | | | ・ダンピング関税は、AD協定 | |
| | | | 2、3、6条及びGATT1、6 | |
| | | | 全に違反する。 | |
| | さい | 00 / 4 / 10 - 力 - 学 市 - 学 市 | | 9.1 |
| | 家州 | 99/4/13協議要請 | 牛肉の輸入、販売、陳列及び流通 | パネル |
| 置 | | 7/12パネル要請 | に係る規制及び利益に対する課税 | |
| | | 7/26パネル設置 | は、農業協定3、4、6及び7条 | |
| 1 | | | 及び輸入許可手続に関する協定 | |
| | | | 1、3条に違反する。 | |
| 170. カナダの特許保護に関する | 米国 | 99/5/6協議要請 | カナダ特許法が規定する1989年10 | パネル |
| 期間 | | 7/15パネル要請 | 月1日以前に提出された申請べ一 | , , , |
| | | 9/22パネル設置 | スの特許に対する17年の保護期間 | |
| | | 5/22/19/70改造 | が、TRIPS協定33、65及び70 | |
| | | | | |
| 177 フェビンエンの茶口に出土 | N/ = | 00/5/01/20 | 条に違反する。 | 13.74 |
| 171. アルゼンチンの薬品に対す | 米国 | 99/5/6協議要請 | アルゼンチンにおける、薬品に対 | 協議 |
| る特許保護期間及び農業化 | | | する特許保護及び排他的な商業特 | |
| 学品に対する試験数値の保 | | | 権を付与する効率的な体制の欠 | |
| 護 | | | 如、そしてTRIPS協定65条(2) | |
| | 1 | | に規定する経過期間における法、 | |
| | | | 規制及び習慣の無改正は、TRI | |
| | | | PS協定に違反する。 | |
| 172. EUのフライト管理システ | 米国 | 99/ 5/21協議協議 | フランス政府が供与に同意しEU | 協議 |
| ムの開発に係る措置 | | | | 政 直 教 |
| ムの別光に深る拍車 | | | が承認した、エアバス社の飛行機 | |
| I | | | に搭載されるフライト管理システ | |
| | | | ムの開発に対する1億4千万フラ | |
| | | | ンの優遇された条件での融資は、 | |
| | | | GATT及びSCM協定に違反す | |
| | | | る。 | |
| 173. 仏のフライト管理システム | 米国 | 99/ 5/21協議要請 | フランス政府が供与に同意しEU | 協議 |
| の開発に係る措置 | | | が承認した、エアバス社の飛行機 | |
| | (| | に搭載されるフライト管理システ | |
| | | | | |
| | | | ムの開発に対する1億4千万フラ | |
| | | | ンの優遇された条件での融資は、 | |
| | | | GATT及びSCM協定に違反す | |
| | | | る。 | |
| | | | | |

| 174. E C の | は保定 にかいののを違い は 協議 は は は は は は は は は は は は は は は は は |
|--|---|
| た地理的表示が類似またに | は同一のを違いない。 は保定にいいののを強いない。 特性を関するが、動中で入及は、 は、特性ののを動かない。 は、特性ののでを動かない。 は、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象では、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対 |
| ### ### ### ### ##################### | は保護を 協定に は保護を はない はない ない ない ない ない ない ない ない ない ない |
| ### 第175. インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置 99/6/1協議要請 インドが自動車会社に科しの連成②車の輸入価値を出価値の均衡による外国総立の達成、及び③前年の軸一スとした価値への制限的の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に過る。 176. 米国の乗合予算法第211 89 6/8協議要請 1998年10月に成立した米国予算法第211 部による、バ法により資産等没収されてが以前に放棄した高標のおける登録または再開は、PS協定に違反する。 177. 米国のニュージーランド産生鮮、チルド、冷凍ラム肉の輸入に係るセーフガード措置 10/14パネル設置要請 10/14パネル設置要請 10/14パネル設置要請 10/14パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル市の大統領発表により、1 月22日から輸入生鮮、チル市の大統領発表により、1 月22日から輸入生鮮、チル市の大統領発表により、1 月22日から輸入生鮮、チル東ラム肉に関税割当の様式 | 協定に違 協議 協議 は 協議 は は は は は は は は は は は は は は |
| ### 第175. インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置 99/6/1協議要請 インドが自動車会社に科しの連成②車の輸入価値を出価値の均衡による外国総立の達成、及び③前年の軸一スとした価値への制限的の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に過る。 176. 米国の乗合予算法第211 89 6/8協議要請 1998年10月に成立した米国予算法第211 部による、バ法により資産等没収されてが以前に放棄した高標のおける登録または再開は、PS協定に違反する。 177. 米国のニュージーランド産生鮮、チルド、冷凍ラム肉の輸入に係るセーフガード措置 10/14パネル設置要請 10/14パネル設置要請 10/14パネル設置要請 10/14パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル市の大統領発表により、1 月22日から輸入生鮮、チル市の大統領発表により、1 月22日から輸入生鮮、チル市の大統領発表により、1 月22日から輸入生鮮、チル東ラム肉に関税割当の様式 | 協定に違 協議 協議 は 協議 は は は は は は は は は は は は は は |
| 反する。 | が が が が が が が が が が が が が が |
| 175. インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置 399/6/1協議要請 インドが自動車会社に科し (①ローカルコンテントの特別の達成②車の輸入価値と 出価値の均衡による外国総立の達成、及び③前年の輸一スとした価値への制限的の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に過る。 | 特殊レベ : 他の輸 計な輸入 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11 |
| る貿易と投資に係る措置 | 特殊レベ : 他の輸 計な輸入 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11 |
| 176. 米国の乗合予算法第211 EU 99/6/8協議要請 1998年10月に成立した米国の発言を表した価値への制限が | に他の輸 動替の中 別出を輸入 11な輸入 12反す 図の乗合 キュー ルたオー ルたメ国に TRI ま第203部 パネル |
| 出価値の均衡による外国総立の達成、及び③前年の執一スとした価値への制限的の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に過る。 176. 米国の乗合予算法第211 EU 99/6/8協議要請 1998年10月に成立した米国予算法第211部による、バ法により資産等没収されたが以前に放棄した商標のおける登録または再開は、PS協定に違反する。 177. 米国のニュージーランド産生鮮、チルド、冷凍ラム肉の輸入に係るセーフガード 方シド 10/14パネル設置要請 下の大統領発表により、1月22日から輸入生鮮、チルド、清ラム肉に関税割当の様式 11/19パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル東ラム肉に関税割当の様式 11/19パネル設置 | 新替の中 前出を かな輸入 11条及 違反す 図の乗合 キュー ルたオー D米国に TRI ま第203部 パネル |
| 立の達成、及び③前年の執一スとした価値への制限的の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に過る。 | 前出をべ かな輸入 11条及 に反す 国の乗合 キュー ルたオー の米国に TRI ま第203部 パネル |
| ロスとした価値への制限的の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に適る。 | が 11条及 注反す 図の乗合 キュー ルたオー 0米国に TRI ま第203部 パネル |
| ロスとした価値への制限的の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に適る。 | が 11条及 注反す 図の乗合 キュー ルたオー 0米国に TRI ま第203部 パネル |
| の各質問は、GATT3、びTRIPS協定2条に過る。 | 11条及 違反す 協議 キュー ルたオー D米国に TRI 紫第203部 パネル |
| ### 176. 米国の乗合予算法第211 EU 99/ 6/ 8協議要請 1998年10月に成立した米国 予算法第211部による、バ法により資産等没収されたが以前に放棄した商標のおける登録または再開は、 P S協定に違反する。 *** *** *** *** *** *** *** *** *** * | 国の乗合 協議 キュー ルたオー D米国に TRI 大第203部 パネル |
| 176. 米国の乗合予算法第211 EU 99/6/8協議要請 1998年10月に成立した米国 予算法第211部による、バ法により資産等没収され ナが以前に放棄した商標のおける登録または再開は、 | 国の乗合 協議 キュー iたオー i)米国に TRI |
| 176. 米国の乗合予算法第211 EU 99/6/8協議要請 1998年10月に成立した米国 予算法第211部による、 | キュー ルたオー D米国に TRI 5第203部 パネル |
| 部 | キュー ルたオー D米国に TRI 5第203部 パネル |
| パ法により資産等没収された | ルたオー D米国に TRI S第203部 パネル |
| ### ### ############################# |)米国に TRI ま第203部 パネル |
| おける登録または再開は、 P S協定に違反する。 177. 米国のニュージーランド産 ニュージー 99/ 7/16協議要請 米国は、1974年米国貿易活生鮮、チルド、冷凍ラム肉 ランド 10/14パネル設置要請 下の大統領発表により、1の輸入に係るセーフガード 11/19パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル凍ラム肉に関税割当の様式 | TRI パネル |
| おける登録または再開は、 P S協定に違反する。 177. 米国のニュージーランド産 ニュージー 99/ 7/16協議要請 米国は、1974年米国貿易活生鮮、チルド、冷凍ラム肉 ランド 10/14パネル設置要請 下の大統領発表により、1の輸入に係るセーフガード 11/19パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル凍ラム肉に関税割当の様式 | TRI パネル |
| 177. 米国のニュージーランド産 ニュージー 生鮮、チルド、冷凍ラム肉 の輸入に係るセーフガード 措置99/ 7/16協議要請 米国は、1974年米国貿易活 下の大統領発表により、1 10/14パネル設置要請 下の大統領発表により、1 11/19パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル 凍ラム肉に関税割当の様式 | ま第203部 パネル |
| 177. 米国のニュージーランド産ニュージー 99/ 7/16協議要請米国は、1974年米国貿易活生鮮、チルド、冷凍ラム肉 ランド の輸入に係るセーフガード 措置10/14パネル設置 所の大統領発表により、1 月22日から輸入生鮮、チル 凍ラム肉に関税割当の様式 | |
| 生鮮、チルド、冷凍ラム肉 ランド 10/14パネル設置要請 下の大統領発表により、1 の輸入に係るセーフガード 指置 11/19パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル 凍ラム肉に関税割当の様式 | |
| の輸入に係るセーフガード 11/19パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル 措置 凍ラム肉に関税割当の様式 | |
| 措置 凍ラム肉に関税割当の様式 | |
| | |
| | じでセー |
| ┃ | ノてお |
| ┃ | 淀2、 |
| 4、5、11、12及びGAT | |
| 1、14に違反する。 | 1 041/4 |
| | ま第203部 パネル |
| | |
| ーフガード措置 10/14パネル設置要請 下の大統領発表により、1 | |
| 11/19パネル設置 月22日から輸入生鮮、チル | |
| ┃ 凍ラム肉に関税割当の様式 | |
| ┃ | ノてお |
| ┃ | 温定2、 |
| 4、5、11、12及びGA7 | ⊤協定│ |
| 1、14に違反する。 | |
| 179. 米国の韓国産ステンレス鋼 韓国 99/ 7/30協議要請 DOCの予備及び最終判決 | とは、ア パネル |
| 板(厚板及び薄板)に対す | |
| | |
| ■ るAD措置 ■ 11/19パネル設置 ■ 計算等に欠陥があり、GA | |
| 定及びAD協定に違反する | |
| 180. 米国のシュガーシロップの カナダ 99/ 9/ 6協議要請 米国税関によって提案され | |
| ┃ 再分類 | ノプの再 |
| 分類はGATT協定2条別 | なび農業 |
| 協定4条に違反する。 | |
| | |
| 181. コロンビアのタイ製ポリエ タイ 99/ 9/ 7パネル要請 コロンビアは1998年10月 8 | にりタイ 協議 |
| 1 | |
| | - |
| 一フガード措置 方的に抑制するセーフガー | |
| ┃ | |
| に関する協定2条及び69 | をに違反 |
| する。 | |
| | |
| 182. エクアドルのメキシコ産灰 メキシコ 99/10/ 5協議要請 エクアドルの暫定的 A D # | 措置及び 協議 |
| 色ポートランドセメント輸 | |
| | |
| ┃ 入に係る暫定的AD措置 ┃ びGATT協定に違反する | ە تە |
| | |

| | | | | |
|---|-------|---------------|---|----|
| 183. ブラジルの輸入ライセンス と最低輸入価格 | | 99/10/14協議要請 | ブラジルの織物製品等の輸入品に 対するライセンス制度と最低価格 の設定は、GATT協定、農業協 定、ライセンス規定他に違反す る。 | 協議 |
| 184. 米国の日本製熱延鋼板に対するAD措置 | | 99/11/18協議要請 | 米国のAD措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピン グマージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT協定及びAD協定に違反する。 | 協議 |
| 185. トリニダードトバゴのコスタリカからのパスタ輸入に関する措置 | コスタリカ | 99/11/18協議要請 | トリニダードトバゴのAD調査と それに先立つ予審、同国の199 6年ダンピング防止税及び相殺関税 規制はAD協定に違反する。 | 協議 |
| 186. 米国の1930年関税法337条 とその改正 | Eυ | 2000/1/12協議要請 | 米国関税法337条は94年にウルグアイ・ ラウンド実施法により改正されている が、未だその改正は不十分であ り、内国民待遇及び知的所有権に 関する協定に違反する。 | 協議 |
| 187. トリニダードトバゴのコス タリカからのパスタ類輸入にお けるAD措置 | コスタリカ | 2000/1/17協議要請 | トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD措置は、GATT協定に違反する。 | 協議 |
| 188. ニカラグアのホンデュラス とコロンビアからの輸入に対す る措置 | コロンビア | 2000/1/17協議要請 | ニカラグアが99年に設置した、ホンデュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最恵国待遇他に違反する。 | 協議 |
| 189. アルゼンチンのドイツから のカートン板輸入及びイタリア からのセラミック製床用タイル 輸入に対するAD措置 | ΕU | 2000/1/26協議要請 | アルゼンチンのドイツ及びイタリアからの当該輸入品に対するAD調査及びAD措置は不適正であり、アンテダンピング協定2条、6条等に違反する。 | 協議 |